

## 観音寺市中小企業経営改善資金利子補給金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、観音寺市内の中小企業者が経営の近代化を図るため融資を受けた場合に、市が予算の範囲内においてその融資に係る利子の一部を補助（以下「利子補給」という。）することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 利子補給を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）であること。
- (2) 市税を完納している者であること。
- (3) 観音寺商工会議所又は観音寺市大豊商工会（以下「商工会議所等」という。）の推薦を受けた者であること。
- (4) 次に掲げる融資を受ける者であること。
  - ア マル経資金融資（小規模事業者経営改善資金制度要綱（48企庁第1154号）に基づく小規模事業者経営改善資金融資をいう。）
  - イ メンバーズローン（観音寺商工会議所又は観音寺市大豊商工会と提携している金融機関（観音寺信用金庫、高松信用金庫、香川県信用組合及び株式会社百十四銀行）のメンバーズビジネスローンをいう。）

### (利子補給金額等)

第3条 利子補給金の交付については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利子補給の対象となる融資は設備資金（土地の購入及び整備に係る資金を除く。）に係る借入とし、利子補給の対象となる融資金額は2,000万円以下とする。この場合において、融資金額が2,000万円を超える場合は2,000万円に係る部分とする。
- (2) 利子補給期間は、5年以内とする。
- (3) 利子補給の金額は、償還利子の50パーセントとする。この場合において、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第4条 利子補給金を受けようとする者は、毎年1月1日から同年12月末日までの償還分に係る前条に規定する金額について、翌年2月10日までに次の各号に掲げる書類を、商工会議所等において取りまとめて市長に提出するものとする。

- (1) 観音寺市中小企業経営改善資金利子補給金交付申請書（様式第1号）
- (2) 融資金融機関が発行する融資金償還明細書（商工会議所等の会頭又は会長の証明のあるもの）
- (3) 融資金貸付決定書の写し
- (4) 市税完納証明書（交付申請前3か月以内に発行されたもの）

2 交付申請を行ったものが、前項の規定により提出した市税完納証明書の発行の日以後3か月以内に

別の交付申請を行うときは、市税完納証明書の提出を省略することができる。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る事項を審査し、利子補給を行うことが適当であると認めるときは、観音寺市中小企業経営改善資金利子補給金交付決定通知（様式第2号）により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該融資に係る元利金の償還が支払期日までに完納していない者は、交付の対象としない。

(利子補給金の請求及び交付)

第6条 前条の規定による利子補給金の交付決定を受けた者は、速やかに観音寺市中小企業経営改善資金利子補給金請求書（様式第3号）により市長へ利子補給金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき利子補給金を交付するものとする。

(決定の取消及び利子補給金の返還)

第7条 市長は、利子補給金の交付決定又は利子補給金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利子補給金の交付を取り消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により利子補給金の交付の決定を受け、又は利子補給金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年9月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に改正前の観音寺市中小企業経営改善資金利子補給金交付要綱の規定に基づき利子補給金の交付申請を行った者に係る利子補給金額については、なお従前の例による。